

浦安市 住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金

市では、皆さまの住宅の脱炭素化を促進するため、住宅に家庭用燃料電池システムや定置用リチウムイオン蓄電システムなどの脱炭素化に資する設備を導入する際の費用（設備が導入された住宅の購入を含む）の一部を補助します。

交付申請受付

令和6年4月1日受付開始

※令和7年2月末日まで申請を受け付けます。
ただし、予算の範囲に達した時点で受け付けを終了します。

<お問い合わせ先>

浦安市役所 環境部 環境保全課

〒279-8501 浦安市猫実1-1-1

Tel：047-352-6481（直通）

Fax：047-381-7221

E-mail：kankyouhozen@city.urayasu.lg.jp

市ホームページ：<http://www.city.urayasu.lg.jp/>

1. 補助金の対象

- (1) 次に該当するもの(①～②必須、③～⑤はいずれかで可)
- ① 交付申請書の提出までに住民登録が済んでいること
 - ② 市税の滞納をしていないこと
 - ③ 自らが居住する住宅に対象設備を導入する場合
 - ④ 自らが居住しようとする新築住宅に対象設備を導入する場合(断熱窓を除く。)
 - ⑤ 対象設備が導入された新築住宅を自らが居住するため購入する場合(断熱窓を除く。)

2. 対象となる設備

- (1) 共通要件
設置前において使用されていないこと(未使用品に限る)
- (2) 対象設備と補助金額

対象設備	要件	補助金額
家庭用燃料電池システム	<ul style="list-style-type: none"> ・一般財団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているもの。 	設置に要した費用(税抜) 停電時自立運転機能あり 上限額：100,000円
定置用リチウムイオン蓄電システム	<ul style="list-style-type: none"> ・国が令和4年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般財団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの。 	設置に要した費用(税抜) 上限額：70,000円
断熱窓	<ul style="list-style-type: none"> ・国が令和4年度位以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般財団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているもの。 ・1室(居室、作業、娯楽等の目的のために継続的に使用する、壁、ドア、障子、ふすま等で仕切られている空間)単位で外気に接する全ての窓を断熱化すること。 <p>※新築は対象外</p>	経費(税抜)に4分の1を乗じて得た額(千円未満切捨て) 上限額：80,000円
電気自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ・国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている4輪の電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(新車に限る。特殊車両は除く)であること。 ・自動車検査証の使用の本拠の位置が、浦安市内であること。 ・自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 ・自動車検査証の使用の本拠の位置に、住宅用太陽光発電システムが導入されていること。 	住宅用太陽光発電システム及びV2H充放電設備を併設する場合 上限額：150,000円 住宅用太陽光発電システムを併設する場合 上限額：100,000円
V2H充放電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。 ・自ら居住している住宅に、住宅用太陽光発電システムと電気自動車等が導入されていること。 	V2H充放電設備本体購入費(税抜)に10分の1を乗じて得た額(千円未満切捨て) 上限 250,000円

<p>集合住宅用充電設備</p>	<p>国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている集合住宅用充電設備であること。</p>	<p>住民のみ利用できる場合 設備本体の購入費に係るクリーンエネルギー補助金の額に3分の1を乗じて得た額（千円未満切捨て）又は 500,000円に設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数）を乗じて得た額のうちいずれか少ない額 住民以外も利用できる場合 設備本体の購入費に係るクリーンエネルギー補助金の額に3分の2を乗じて得た額（千円未満切捨て）又は 1,000,000円に設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数）を乗じて得た額のうちいずれか少ない額</p>
<p>住民の合意形成のための資料作成</p>	<p>管理組合が住民の合意形成のために作成した集合住宅用充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図、住民の費用負担の見込み等の資料の写し及びマンション等の管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われたことが確認できる議事録</p>	<p>上限 150,000円</p>

3. 交付申請書の提出

- ・ 補助金の手続きについては、以下のとおりです。

- ①補助金交付申請書（第1号様式（リースの場合は第2号様式））、補助金交付請求書（第5号様式）と必要書類を市に提出（申請は令和7年2月末日まで）
- ②市が、補助金交付決定通知書を発送
- ③市が、指定口座へ振込

対象設備又は住宅（対象設備の設置された住宅を購入する場合）引渡し後、下記の書類を添えて、環境保全課（6階）窓口又は郵送等で申請してください。

提出書類	具体例
①	<p>浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（第1号様式）（リースの場合は第2号様式）</p> <p>HPより印刷。申請書の日付は、市への提出日を記入すること。なお郵送等の場合は、申請書の日付を未記入とすること。</p>
②	<p>市税を滞納していないことを証する書類</p> <p>申請書の同意欄に、同意の署名をする場合は不要。 同意しない場合は、収税課発行の「未納のない証明書」を添付すること。</p>
③	<p>補助対象設備に係る概要書</p> <p>HPより印刷。記入事項については施工業者へ事実確認を行う場合がある。</p>
④	<p>カタログなど対象設備の仕様が確認できる書類（断熱窓は併せて平面図・立面図）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には設備のカタログを添付してください。 ⇒断熱窓については、以下のとおり記載し、平面図、立面図を添付すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・マーカー等で、断熱改修した窓部分を示す ・各窓の部材購入費、取付費、解体撤去費を記載 ・各窓のサイズを記載（横〇〇cm×縦〇〇cm） <ul style="list-style-type: none"> ・1室の種別を記載（〇階寝室、〇階リビング、など） ⇒その他の添付書類（保証書等）で設置住所が確認できない場合は、工事請負契約書や注文書等を添付すること。（以下の確認ができるページのみ） <ul style="list-style-type: none"> ・契約日 ・設置先住所 ・設置工事開始・完了日 ・設備仕様（設備名や型番等） ・契約者名 ・請負者名
⑤	<p>リチウムイオン蓄電池の設置及び電気自動車等は、太陽光発電システムが設置されていることがわかる書類</p>

	<p>⇒建物に太陽光発電システムが設置されていることが確認できる写真と、以下のいずれかの書類を用意すること。</p> <p>①直近の太陽光の売電明細の写し</p> <p>②接続契約のご案内の写し</p> <p>③系統連系協議依頼書の写し（特定契約を締結していない場合）</p>
	<p>対象設備の設置等に係る費用の支払いが確認できる書類</p>
⑥	<p>・領収書 ⇒設備のみの領収書が好ましいが、建築と同時に設置し、建築請負総額（分割も含め）分での領収書でしか用意できない場合は、その領収書の但し書き等に設備の費用が含まれていることを記載すること。 また、それもできない場合は、建築全体の領収書と併せて、任意様式「工事請負費の内訳書」をHPより印刷・作成すること。</p> <p>・クレジット契約の場合 ⇒クレジット契約で領収書が発行されない場合は、クレジット契約を締結していることがわかる書類を提出すること。（支払いは開始していても可） 「クレジット契約の申込書は締結していることがわかる書類ではないため、後日クレジットカード会社から送付される締結のわかる書類を添付すること（例：カード会社からの締結はがきや施工業者からの任意様式）。</p>
	<p>設置に係る費用内訳が確認できる書類</p>
⑦	<p>・最終見積書など ⇒設備費用の支払いが確認できる書類（領収書など）と額が対になっている最終見積書等を用意すること。 もし上記のものが用意できない場合は、任意様式「工事請負費内訳書」を作成すること。</p>
	<p>未使用であることが確認できる書類</p>
⑧	<p>・保証書、出荷証明書、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）、納品書等</p>
⑨	<p>対象設備の設置状況を示すカラー写真 （断熱窓は設置前と設置後両方の写真。）</p>

4. 補助金の交付

- 申請時に提出いただく補助金交付請求書（第5号様式）に記入された口座へ、交付決定通知書発送後、3週間程度で補助金を振り込みます。リースの場合は第3号様式及び第6号様式も併せて提出してください。
- 振り込みを希望する口座の金融機関名、支店名、口座番号をお間違えなくご記入ください。
- 補助金交付の振込口座については、申請者本人の口座を記載してください。リースの場合はリース事業者の口座を記載してください。

5. 注意事項

(1)申請の条件

- 申請は、引渡後に行ってください。中古設備のもの、設備の所有名義が申請者でないものは対象外です。
- 補助金の対象となるのは、交付申請書の提出までに住民登録がある場合です。
- 受付は予算の範囲内で先着順です。補助金額が予算の範囲に達したときは、申請の受付を締め切ります。

(2)申請書の提出

- 申請期間は、令和6年4月1日から令和7年2月末日までです。申請期間を過ぎてからは受付できません。
- 申請書類の提出は6階環境保全課窓口または郵送で承ります。
- 行政書士や施工業者等が補助金申請者に代わって手続きを行う場合、「手続代行者選任届出書」に申請者が署名のうえ、申請時に併せて提出してください。
 - ※ なお、申請者と代行事業者間でのトラブルにつきましては、市は一切責任を負いませんのでご了承ください。

(3)その他

- 補助金を振り込む際、事前に申請者宛てへ入金金額・日付を記載した通知を送付します。振込後、正しい金額が送金されているかご確認ください。
- 補助を受けた方に、設備の使用状況に関する資料の提供やその他の協力を求めることがあります（例：設置者アンケートの協力など）。
- 補助金の交付条件に違反したときは、交付した補助金の返還を求める場合があります。
- 必要に応じて現地確認をさせていただきます。